

道路橋定期点検診断業務積算資料（高知県版）における橋梁点検車等の計上について

このことについて、『道路橋定期点検診断業務積算資料（高知県版）』における橋梁点検車等の計上については、下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1. 橋梁点検車等の計上について

（1）橋梁点検車賃料の長期割引適用

2. 直接経費（1）機械経費における橋梁点検車の賃料の長期割引適用については、以下のとおりとする。

①作業日数の延日数が30日未満の場合、長期割引は適用しない。

②作業日数の延日数が30日以上となる場合、長期割引を適用する。

2. 適用

通知日〔平成28年12月7日〕以降の積算に適用する。